

「技術士倫理綱領」新旧対照表

- 改定版(2023.3.8 理事会承認)の**緑字部分**は、旧版に存在しない記述部分
- 旧版(H23.3.17 理事会承認)の**赤字部分**は、改定版に存在しない記述部分
- 「信用の保持」第7条⇒第3条、「法令等の遵守」第9条⇒第8条の配列変更、及びそれに伴う繰り下げあり

| 改定版 (緑字:旧版からの追加・変更部分) | 旧版 及び 指針 (赤字:改定版での削除部分) | 改定の理由 他 |
|---|---|--|
| <p>【前文】</p> <p>技術士は、科学技術の利用が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して安全で持続可能な社会の実現など、公益の確保に貢献する。 技術士は、広く信頼を得てその使命を全うするため、本倫理綱領を遵守し、品位の向上と技術の研鑽に努め、多角的・国際的な視点に立ちつつ、公正・誠実を旨として自律的に行動する。</p> | <p>【前文】</p> <p>技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。 技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。</p> | <p>科学技術の利用: 社会・環境への重大な影響が表面化するの科学技術の利用、応用段階であることから、「～の利用」を挿入している。</p> <p>安全で～: 安全と持続可能性は技術士が公益に貢献する二つの大きな柱である(下記の技術士法参照)ことから、安全を加えた形にしている。</p> <p>公益の確保: 下記技術士法や「技術士プロフェッション宣言」でも使われる「公益の確保」という表現で、広く社会への貢献を謳うように変更している。</p> <p>広く信頼を得て～: 「信頼」は「技術士プロフェッション宣言」前文にもある、技術士活動の基盤とすべきキーワードなので、挿入している。</p> <p>自律的に～: 上記「公益」「信頼」と合わせて、「技術士プロフェッション宣言」でも採用している 倫理に関する総括的キーワードを採用した。技術士は、いつでも自らを律することが求められている。</p> <p>多角的: 技術士は多様な視点(含む他者の立場)を有するべきで、国際的と言うだけでは表現として不充分と考えて挿入することにした。</p> <p>【参考】 技術士法第45条の2(技術士等の公益確保の義務) 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。</p> |
| <p>【本文】 ピリオド付きが「基本綱領」、両括弧付きが「指針」</p> <p>(安全・健康・福利の優先)</p> <p>1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。</p> <p>(1) 技術士は、業務において、公衆の安全、健康及び福利を守ることを最優先に対処する。 (2) 技術士は、業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し、履行の妥当性を客観的に検証する。 (3) 技術士は、業務の履行により公衆の安全、健康や福利が損なわれると判断した場合には、関係者に代替案を提案し、適切な解決を図る。</p> | <p>【本文】 ピリオド付きが「基本綱領」、両括弧付きが「指針」</p> <p>(公衆の利益の優先)</p> <p>1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。</p> <p>(1) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の利益とその他の利害関係者(自分、同僚、雇用者、依頼者等)の利益が相反した場合は、公衆の安全、健康等の利益を守ることを最優先してこれに対処する。 (2) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。</p> <p>＜注＞ 旧版の倫理綱領に「指針」(両括弧付き番号部分)は含まれておらず、「倫理綱領の解説」と銘打った参考資料に含まれている。本改定版では、この「指針」を倫理綱領の一部とすることによって、倫理綱領をより分かり易くすることを意図している。</p> | <p>表題: 本条のテーマは基本綱領にある「安全、健康、福利」である。表題を「公衆の利益の優先」とすると本条の範囲を超え、第2条や公務員の職務範囲なども入るし、技術士がそれらを須らく優先すべきとまでは言えない。「公衆の安全、健康、福利」は公衆の「利益」と言うより、もっと根源的な「保護すべきもの(≒権利)」であり、だからこそ「最優先する」のだと考える。</p> <p>綱領: 「最優先に考慮する」⇒「最優先する」:「指針」部分を綱領に含めたことで、「考慮する」を除いても趣旨の誤解は生じないとの判断による。</p> <p>旧版の指針(1): 記載の内容は安全等に係る諸条件を満たすためのトレードオフ問題であって「利益相反」の概念は必ずしも当て嵌らない(本来の「利益相反」については第6条指針(3)に記載あり)。</p> <p>旧版の指針(2): 「安全、健康、福利」を「安全、健康、財産」と言い換えているが、範囲を広げており、必ずしも適切な言い換えではない。</p> <p>改定版では、 指針(1)で「安全、健康、福利」を守ることを最優先に業務を 指針(2)で「安全、～」を損なう可能性がある場合にはリスク評価の実施を 指針(3)で「安全、～」が損なわれると判断した場合には代替案の提案をそれぞれ行うよう提案しており、各ステージに対応した指針としている。</p> <p>【参考】 雇用者: ここでは雇用主(使用者)のみならず、当該技術士の業務遂行にあたり管理責任や監督責任を有する者(いわゆる「上司」)などを含めた意味で表現している(これは本綱領案を通して共通の用法である)。</p> <p>【参考】 NSPE(全米 Professional Engineer 協会)の倫理規定は「根源的規範」の項に「公共の安全、衛生、福祉を最優先とする」を挙げ、「専門職としての義務」の項に「いかなる時も公共の利益に貢献するよう努める」を挙げている。「公共の安全、衛生、福祉の優先」と「公共の利益への貢献」を明確に切り分け、前者がより根源的としている。</p> |

| 改定版（ 緑字 :旧版からの追加・変更部分） | 旧版 及び 指針（ 赤字 :改定版での削除部分） | 改定の理由 他 |
|---|---|--|
| <p>（持続可能な社会の実現）</p> <p>2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な社会の実現に貢献する。</p> <p>(1) 技術士は、持続可能な社会の実現に向けて解決すべき環境・経済・社会の諸課題に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 技術士は、業務の履行が環境・経済・社会に与える負の影響を可能な限り低減する。</p> | <p>（持続可能性の確保）</p> <p>2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。</p> <p>(1) 技術士は、現在及び将来世代の人々の利益のために、自然環境及び人工的に作られた環境を守り、及び、可能な限りその質を高めるように努める。</p> <p>(2) 技術士は、業務に際し、予見し得る環境への影響を可能な限り最小にするよう努める。</p> | <p>表題: 基本綱領の表現修正に連動した修正を行なっている。</p> <p>綱領: 「社会の持続可能性」と言う「会社の持続可能性」と同様、範囲が狭い印象を与える。地球環境を含む広い意味での持続可能性を確保し得る社会を目指すには「持続可能な社会の実現」とするのが一般的。本内容の実現は国際的な課題で個人目標ではないので、文末は「貢献する」とした。</p> <p>指針(1): 旧版の「人工的に作られた環境を守り、～その質を高める」という表現は建築など人工的な構造物の保全を視野に入れた表現である。安全は第一条のテーマであるので、そうした表現を割愛して、「持続可能な開発」を環境保全だけでなく、環境・経済・社会の三側面統合で考えるべき、とする「The Future We Want」(リオ+20会議の成果文書)の視点を採用した。</p> <p>指針(2): 旧版の指針を基本としつつ、指針(1)の視点を踏襲するとともに、表現の見直しも行った。</p> |
| <p>（信用の保持）</p> <p>3. 技術士は、品位の向上、信用の保持に努め、専門職にふさわしく行動する。</p> <p>(1) 技術士は、技術士全体の信用や名誉を傷つけることのないよう、自覚して行動する。</p> <p>(2) 技術士は、業務において、欺瞞的、恣意的な行為をしない。</p> <p>(3) 技術士は、利害関係者との間で契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。</p> | <p>（信用の保持）</p> <p>7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。</p> <p>(1) 技術士は、専門職としての尊敬を得、維持するため、常にその資格にふさわしい品位を保持する。</p> <p>(2) 技術士は、報告書におけるデータや計算書の恣意的な処理や改ざん・捏造、誇大な広告、学歴・業績の詐称等の行為をしない。</p> <p>(3) 技術士は、利害関係者との間で公式な契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。</p> <p>(4) 技術士は、自分、所属する組織、日本技術士会、及び技術士全体の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしない。</p> | <p>表題: 変更なし</p> <p>条項順: 変更(7→3)、理由は「手引き」p14 参照。</p> <p>綱領: 旧版の基本綱領にある表現がかなり具体的なもので、基本綱領に相応しいレベルにまで抽象度を上げ(具体例は指針にある)、旧版の指針(1)の主旨を統合すると共に、否定⇒肯定表現とした。更に、前文と整合させて「品位の保持」⇒「品位の向上」とした。</p> <p>指針(1): 旧版の指針(4)に対応する内容だが、簡潔に、肯定的に、自覚を促す表現としている。</p> <p>指針(2): ここでは欺瞞的、恣意的な行為とのみ表現し、より具体的な内容については「技術士倫理綱領への手引き」の解説に記述している。</p> <p>指針(3): 「公式な契約」⇒「契約」。「契約」の形は様々であり、何を以って「公式」とするのか明確ではないので、単に「契約」とした。</p> |
| <p>（有能性の重視）</p> <p>4. 技術士は、自分や協業者の力量が及ぶ範囲で確信の持てる業務に携わる。</p> <p>(1) 技術士は、その名称を表示するときは、登録を受けた技術部門を明示する。</p> <p>(2) 技術士は、いかなる業務でも、事前に必要な調査、学習、研究を行う。</p> <p>(3) 技術士は、業務の履行に必要な場合、適切な力量を有する他の技術士や専門家の助力・協業を求める。</p> | <p>（有能性の重視）</p> <p>3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。</p> <p>(1) 技術士は、業務の受託に際し自分の専門範囲以外の事項を表示したり、誇大な広告をしたりしない。</p> <p>(2) 技術士は、自分の経験が不十分な業務については、十分な事前の学習、研究を行う。</p> <p>(3) 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示しない。</p> <p>(4) 技術士は、その業務に関して、自分の学歴、業績及び資格を詐称しない。</p> <p>(5) 技術士は、業務が自分の力量の及ぶ範囲を超える場合には、他の専門家等の適切な助力を求める。</p> | <p>表題: 変更なし</p> <p>綱領: 有能性・力量を見極める範囲を自分のみならず、協業者(組織内を含む)にまで広げると共に、肯定表現に変更することで前向きな取り組みを後押しするニュアンスを加味した。</p> <p>旧版の指針(1)、(4)は「有能性」「力量の見極め」に直接関わるものではなく、改定版 第3条「信用の保持」で禁じている「欺瞞的な行為」に当たるものなので、この条項からは削除している。</p> <p>指針(1): 技術士法に基づく旧版の指針(3)を踏まえつつ、「欺瞞的な行為」にあたる後半部分については削除している。</p> <p>指針(2): 旧版の指針(2)に対して、業務の事前準備に関する表現の見直しを行なっている。</p> <p>指針(3): 旧版の指針(5)に対して、助力を求めるのを「業務の履行に必要な場合」に広げるとともに、「助力」⇒「助力・協業」として支援のあり方も広めに表現している。</p> |

| 改定版 (緑字:旧版からの追加・変更部分) | 旧版 及び 指針 (赤字:改定版での削除部分) | 改定の理由 他 |
|--|--|--|
| <p>(真実性の確保)</p> <p>5. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的で事実に基づいた情報を用いて行う。</p> <p>(1) 技術士は、雇用者又は依頼者に対して、業務の実施内容・結果を的確に説明する。</p> <p>(2) 技術士は、論文、報告書、発表等で成果を報告する際に、捏造・改ざん・盗用や誇張した表現等をしない。</p> <p>(3) 技術士は、技術的な問題の議論に際し、専門的な見識の範囲で適切に意見を表明する。</p> | <p>(真実性の確保)</p> <p>4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。</p> <p>(1) 技術士は、その業務に関して、雇用者、依頼者等の利害関係者に対し、その目的、内容やそれがもたらす可能性のある結果について説明責任を果たす。</p> <p>(2) 技術士は、遭遇した技術的な問題の論争に対し、これに関する十分な専門的な見識を有するときは、適宜、意見を表明する。</p> | <p>表題: 変更なし</p> <p>綱領: ほぼ変更なし</p> <p>指針(1): 旧版指針(1)では「もたらす可能性のある結果」について説明するとしており、基本綱領の主旨「客観的で事実に基づいた情報を用いて行う」こと具体事例として適切とは言えないので、改定版では基本綱領の主旨に沿う記述に差し換えた。従来の記述は改定版 第6条指針(1)の方の表現に加えるよう工夫した。即ち、「説明責任」と称される内容を第6条に移動した。</p> <p>指針(2): 基本綱領の趣旨に鑑みて、論文、報告書、発表等において捏造・改ざん等を行わない旨の新たな指針を挿入することとした。</p> <p>指針(3): 旧版指針(2)をより適切、簡潔な表現へと見直している。</p> |
| <p>(公正かつ誠実な履行)</p> <p>6. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。</p> <p>(1) 技術士は、履行している業務の目的、実施計画、進捗、想定される結果等について、適宜説明するとともに応分の責任をもつ。</p> <p>(2) 技術士は、業務の履行に当たり、法令はもとより、契約事項、組織内規則を遵守する。</p> <p>(3) 技術士は、業務の履行において予想される利益相反の事態については、回避に努めるとともに、関係者にその情報を開示、説明する。</p> | <p>(公正かつ誠実な履行)</p> <p>5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。</p> <p>(1) 技術士は、業務の履行にあたり、事前に自分の立場、業務範囲等を明確にする。</p> <p>(2) 技術士は、雇用者又は依頼者との間の利益相反の事態を回避するように努める。</p> <p>(3) 技術士は、自分が履行した業務又は自分の指導の下で履行した業務に対して、応分の責任をもつ。</p> | <p>表題: 変更なし</p> <p>綱領: 変更なし</p> <p>指針(1): 改定版の第5条指針(1)では「改定の理由」欄説明の通り、旧版の第4条指針(1)の記述を継承しないので、本条の旧版指針(1)(3)の記述を補強して、その内容の一部を継承することとした。</p> <p>指針(2): 不正業務抑止の観点から、法令、契約事項、内部規則等を遵守すべき旨の新たな指針を挿入している。法令については第8条と重複するが、倫理違背事例の動向に鑑みて本条でも言及することとした。</p> <p>指針(3): 旧版の指針(2)における利益相反に関する表現を、より適切なものへと修正している。</p> <p>【参考】法令: 法律、政令、条例、施行令等、公的な法規全般を指す。</p> <p>【参考】組織内規則: 各組織にて定められた内部的な規則類を指す。</p> <p>【参考】利益相反: 一人の人が二つ(以上)の立場にあり、一方の利益を図れば他方の利益が損なわれる状況をいう。</p> |
| <p>(秘密情報の保護)</p> <p>7. 技術士は、業務上知り得た秘密情報を適切に管理し、定められた範囲でのみ使用する。</p> <p>(1) 技術士は、業務上知り得た秘密情報を、漏洩や改ざん等が生じないよう、適切に管理する。</p> <p>(2) 技術士は、これらの秘密情報を法令及び契約に定められた範囲でのみ使用し、正当な理由なく開示又は転用しない。</p> | <p>(秘密の保持)</p> <p>6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。</p> <p>(1) 技術士は、雇用者又は依頼者の正当な利益を擁護する立場を堅持する。</p> | <p>表題: 下記の改定方針に対応させている。</p> <p>現綱領は「秘密」と表現しているが、経産省が「秘密情報の保護ハンドブック」と銘打って国のガイドラインを示していることから、基本綱領、指針ともに「秘密情報」という表現で統一している。</p> <p>綱領: 上記ハンドブックにもある通り、現代では秘密情報のリスクとしては第三者による漏洩、改ざん等がクローズアップされて来ているので、「適切な管理」と「適切な利用」の二本立ての構成としている。</p> <p>指針(1): ここでは「適切な管理」について規定している。</p> <p>指針(2): ここでは「適切な利用」について規定している。旧版基本綱領にあった表現「正当な理由なく～」をこちらに移動した。</p> |

| 改定版（ 緑字 :旧版からの追加・変更部分） | 旧版 及び 指針（ 赤字 :改定版での削除部分） | 改定の理由 他 |
|--|--|--|
| <p>(法令等の遵守)</p> <p>8. 技術士は、業務に関わる国・地域の法令等を遵守し、文化を尊重する。</p> <p>(1) 技術士は、業務に関わる国・地域の法令や各種基準・規格、及び国際条約や議定書、国際規格等を遵守する。</p> <p>(2) 技術士は、業務に関わる国・地域の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。</p> | <p>(法規の遵守等)</p> <p>9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。</p> <p>(1) 技術士は、国内業務履行に当たっては、国内法令、国際条約と議定書、国際規格、その他各種基準・規格類に従い、並びに地域社会の慣行等文化を尊重する。</p> <p>(2) 技術士は、海外業務履行に当たっては、該当する国や地域で適用される法規に従い、また、対象場所の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。</p> | <p>表題: 下記の綱領表現の改定版に対応させている。 条項順: 変更(9→8)、理由は「手引き」p14 参照。</p> <p>綱領: 広く定められたルールを守ることを指す「法令等の遵守」という表現を用いることとし、また「文化的価値」を「文化」と言い換えることとした。また、業務対象となっていない国・地域の法令等の遵守が求められるケースを想定して「業務に関わる」と表現した。</p> <p>指針(1): 旧版では指針(1)で国内地域、指針(2)で海外地域について夫々法令順守及び文化の尊重を求めているが、改定版では本指針で国内外を問わず法令等の遵守を求める表現へと変更している。海外業務でも国内法で規制される場面・内容もあること等に配慮した。</p> <p>指針(2): 指針(1)と同様、本指針で国内外を問わず地域の文化を尊重することを求める表現へと変更している。</p> |
| <p>(相互の尊重)</p> <p>9. 技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力する。</p> <p>(1) 技術士は、共に働く者の安全、健康及び人権を守り、多様性を尊重する。</p> <p>(2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。</p> <p>(3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、業務上の権利を侵害したり、業務を妨げたりしない。</p> | <p>(相互の協力)</p> <p>8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。</p> <p>(1) 技術士は、共に働く者の、安全、健康及び権利を守る。</p> <p>(2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。</p> <p>(3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、権利を侵害し、又は業務を妨げるようなことはしない。</p> | <p>表題: 綱領、指針の記述内容を踏まえ「協力」⇒「尊重」へと変更している。</p> <p>綱領: 誰と「相互に信頼」するのかを明記する形に変更した。旧版の表現では「技術士同士」と解釈できるが、信頼・尊重の輪を「業務上の関係者」にまで広げることが、組織内技術士を始めとする現代の技術士にとってより適切であるものと考ええる。</p> <p>指針(1): 旧版では「権利」としているものを「人権」とし、「多様性」にも言及することで、お互いを個人として尊重する姿勢を明確に表現することとした。</p> <p>指針(2): 変更なし</p> <p>指針(3): 旧版の指針(3)では「権利」としているが、「業務上の権利」と表現することを提案している。これにより、旧版にあった二つの「権利」が明確に区別され、分かり易くなるものと考ええる。</p> |
| <p>(継続研鑽と人材育成)</p> <p>10. 技術士は、専門分野の力量及び技術と社会が接する領域の知識を常に高めるとともに、人材育成に努める。</p> <p>(1) 技術士は、常に新しい情報に接し、専門分野に係る知識、及び資質能力を向上させる。</p> <p>(2) 技術士は、専門分野以外の領域に対する理解を深め、専門分野の拡張、視野の拡大を図る。</p> <p>(3) 技術士は、社会に貢献する技術者の育成に努める。</p> | <p>(継続研鑽)</p> <p>10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。</p> <p>(1) 技術士は、専門分野の、業務経験、研修会参加、文献の学習、論文発表等を通じて、常に新しい情報に接し、専門職としての力量を向上させるよう努める。</p> <p>(2) 技術士は、専門以外の分野についても、研修会参加、文献の学習等を通じて、資質の向上に努める。</p> <p>(3) 技術士は、監督下にある技術者に対して専門職としての成長の機会を与える等、人材の育成に努める。</p> | <p>表題: 本綱領においては「人材育成」も重要なテーマと考えて、表題へも追加している。</p> <p>綱領: 「専門技術の力量」⇒「専門分野の力量」: 所謂「技術」だけではなく、より広い視点で「力量」を捉えるような表現にしている。</p> <p>指針(1): 旧版指針(1)の前半の表現をカット、「専門分野の力量」を説明する中で資質能力(コンピテンシー)にも触れる記述としている。</p> <p>指針(2): 旧版指針(2)の主旨を踏まえつつ、「専門分野の拡張、視野の拡大」など、より分かり易い表現となるようにした。</p> <p>指針(3): 旧版指針(3)の主旨を踏まえつつ、表現の簡略化、一般化を図った。</p> <p>【参考】 専門分野: 技術士の各部門に限らず、プロジェクトマネジメント、MOT、ファイナンス、品質工学、安全工学など、専門性の高い全ての分野をいう。</p> |